

千葉市新庁舎整備 基本設計方針

千葉市

はじめに

この千葉市新庁舎整備基本設計方針（以下「基本設計方針」という。）は、新庁舎整備にかかる基本設計（以下「基本設計」という。）を円滑に行うことを目的として、平成27年6月に策定した千葉市新庁舎整備基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、新庁舎の配置場所及び空間構成について整理するなど、基本計画を補完するために作成したものです。

記載内容は、以下のとおりとなっています。

1 新庁舎の配置場所

基本計画において、本庁舎敷地内の新庁舎の配置場所を3つ候補として掲げましたが、

1か所に絞り込んでいます。

2 新庁舎の空間構成

選定した配置場所の特性に基づき、平面及び立面的な新庁舎内部の空間構成について整理しています。

3 新庁舎の規模

今年度実施した執務室検討調査などに基づき、諸室面積の見直しを行っています。

基本設計方針は、千葉市新庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本計画と併せて、基本設計に向けた本市の整備方針を示すものとなります。

なお、基本設計方針は、基本構想及び基本計画と同様、千葉市本庁舎整備検討委員会での検討内容を整理し、市議会の新庁舎整備調査特別委員会の調査審議を経た上で、取りまとめたものです。

1 新庁舎の配置場所

(1) 配置場所の選定

基本計画において候補となった3つの配置場所・モデルプランの中から、次の理由により新庁舎の配置場所を「配置場所3（みなと公園・プロムナード側）」とします。



ア 本庁舎へのアクセス性

モノレール市役所前駅に近接することにより、自動車（市民駐車場）でもモノレールでも、来庁者がアクセスしやすい動線を確認することができます。

イ 本庁舎敷地の将来利用

平成26年度及び今年度実施した民間市場調査において、敷地活用ニーズの高かった本庁舎敷地の国道357号線側の敷地を確保することが可能であり、かつ、新庁舎整備後においてモノレール市役所前駅からもアクセスしやすい動線を確認することができるため、民間活用をはじめ、将来的に有効利用しやすい部分を残すことができます。

ウ 本庁舎周辺エリアのまちづくりへの寄与

新庁舎を臨港プロムナードに面して配置することで、モノレール市役所前駅とみなと公園をつなぐ結節点になり、公共空間の利活用による賑わい誘導や回遊性の向上につながるなど、本庁舎周辺エリアのまちづくりに寄与することができます。

(2) 基本設計の方向性

基本設計は、次の観点を踏まえて行うことを基本とします。

ア 来庁者の利便性向上のための機能配置

L字型の建物形状となることから、建物内動線が長くなる可能性があります。このため、来庁者の利用が多い機能を集約して配置するなど、本庁業務のワンストップ性の向上に配慮します。

イ 周辺環境を活かした建築計画

みなと公園と臨港プロムナードの両方に面する配置となることから、この特性を十分に活かし、

基本構想・基本計画に定める周辺の企業・団体等との連携や、本庁舎周辺エリアのまちづくりに寄与するような建築計画を検討します。

ウ 施工性への配慮

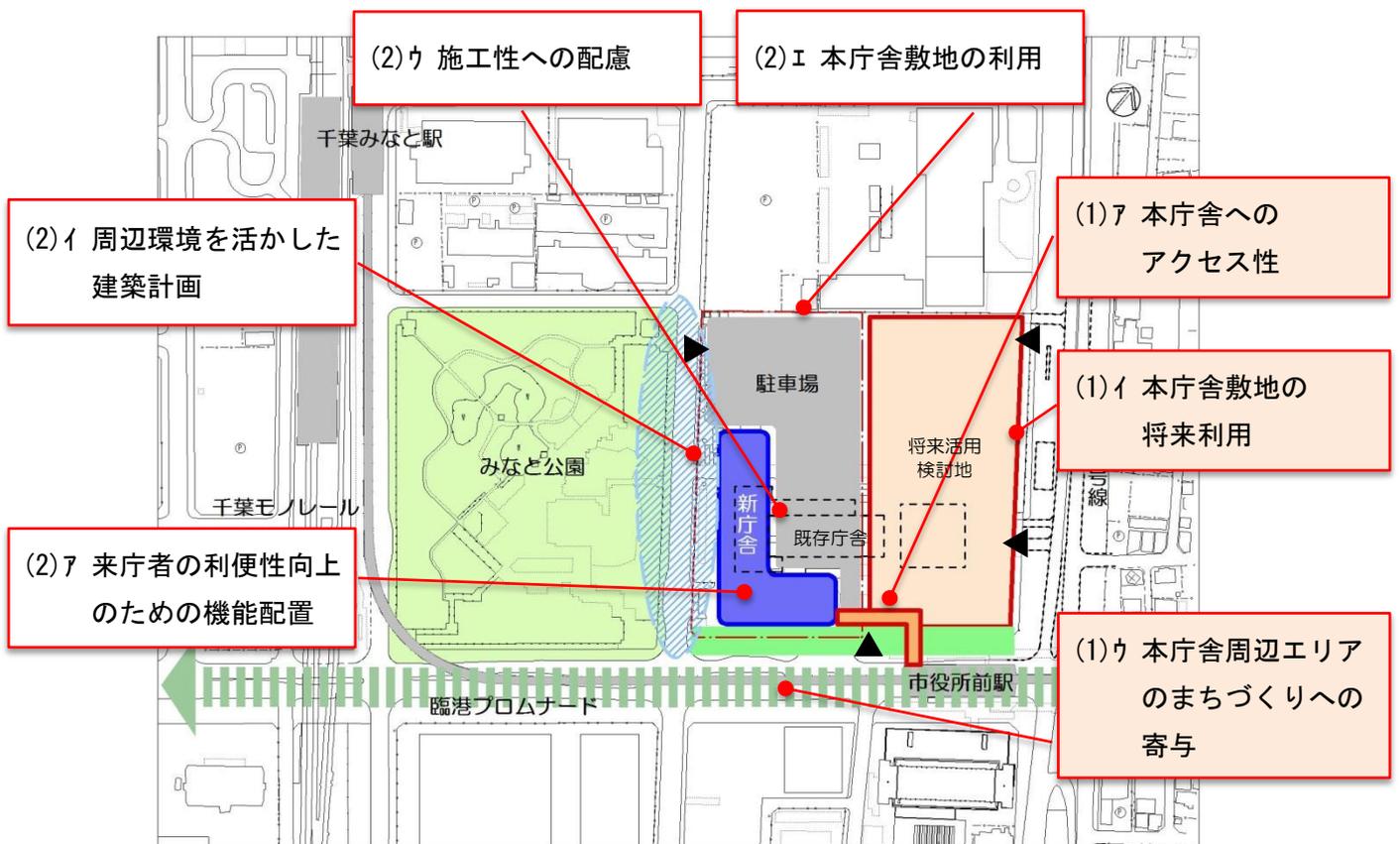
現庁舎のみなど公園側の一部（1階張り出し部分）を解体撤去して、本体の部分を生かしながら、現庁舎に近接する箇所で施工を進めることを想定しています。このため、来庁者等の安全確保や工事計画に十分に配慮した設計を行うものとします。

エ 本庁舎敷地の利用

現在の本庁舎敷地のうち国道357号線側の約2haは、将来において有効利用の可能性が あることから、新庁舎の整備エリアは、みなど公園側の約2haを想定します。

本庁舎敷地への車両出入口は、国道357号線側に2か所、臨港プロムナード側に1か所、みなど公園側に1か所を想定しています。

また、歩行者用デッキ等の活用により、モノレール市役所前駅からアクセスしやすい動線の確保や、みなど公園との連携にも十分に配慮します。



凡例：▲ 車両出入口

2 新庁舎の空間構成

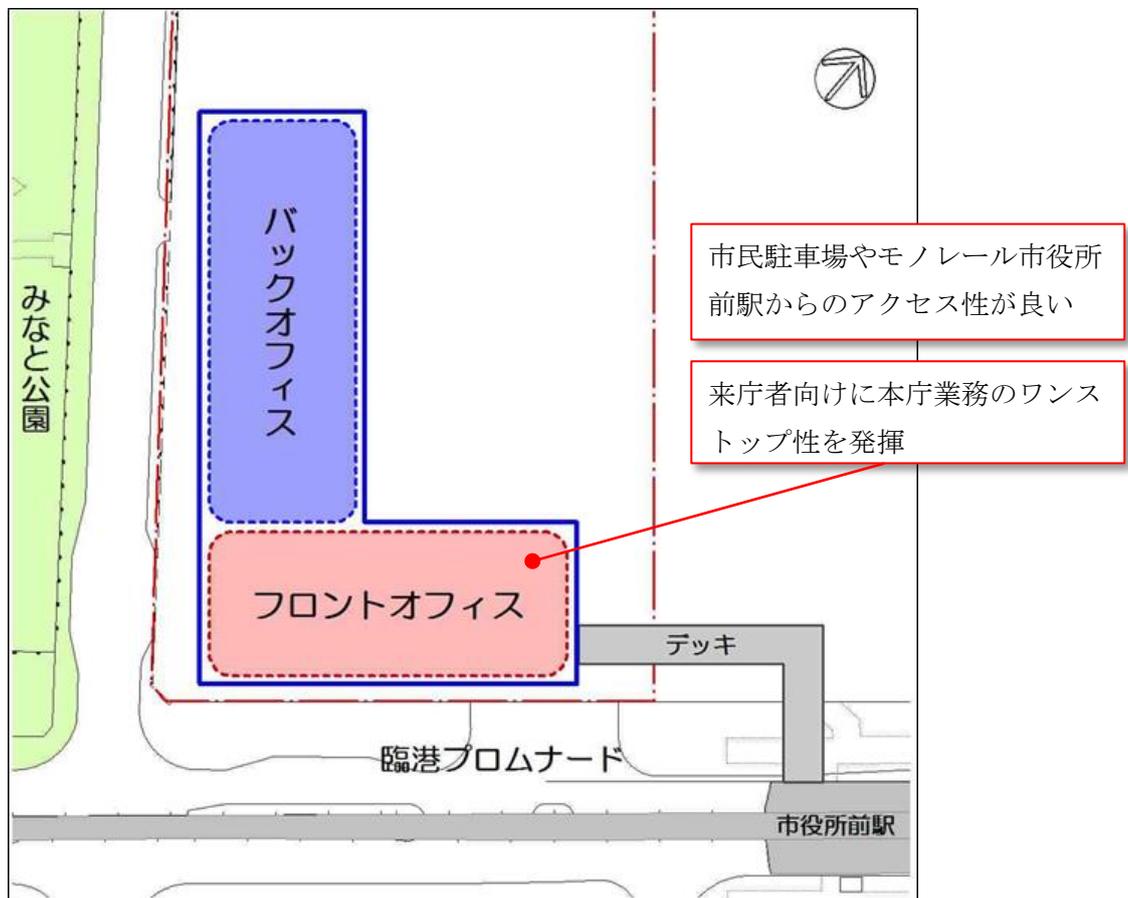
(1) 平面的な空間構成

新庁舎は、政令指定都市の本庁舎としての機能を、臨港プロムナードに面する部分とみなと公園に面する部分に分けてゾーニングすることを基本とします。

臨港プロムナードに面する部分は、市民駐車場やモノレール市役所前駅からのアクセス性が良いことから、「フロントオフィス」として、来庁者向けに本庁業務のワンストップ性が発揮できるよう、窓口機能を中心に配置することを基本とします。

また、みなと公園に面する部分は、「バックオフィス」として、通常時における市政運営の拠点・非常時における総合防災拠点としての機能を中心に配置することを基本とします。

<配置イメージ>



(2) 立面的な空間構成

平面的な空間構成を踏まえ、建物の立面的な特性に合わせて、次のとおり機能配置することを基本とします。

<配置イメージ>

上層階

- 議会機能を配置
 - ・ 議会の独立性に鑑み、行政機能との区分を明確化

3階以上

- 主に執務機能を中心に配置
 - ・ フロントオフィス：窓口利用の多い執務機能、来庁者との会議スペース
 - ・ バックオフィス：政策決定機能、危機管理機能
- 建物の機能を維持する諸室を配置

1・2階

- 来庁者が本庁舎を円滑に利用するために必要な機能
- 来庁者利用が多い機能
- 目的地までスムーズに移動できる動線を確認
- フロア間に一体性が感じられる空間
- 建物内外からの視認性を確保するため広がりのある空間
- 本庁舎周辺エリアのまちづくりへの寄与

ア 1・2階

(ア) 通常時利用における考え方

1階は市民駐車場、2階はモノレール連絡通路に接続することから、来庁者や職員など、すべての建物利用者は、1階又は2階から建物へ入館します。

そのため、ロビーや総合案内など、来庁者が本庁舎を円滑に利用するために必要な機能や、来庁者利用が多い機能を配置するとともに、来庁者がいずれの階から入館した場合でも、目的地までスムーズに移動できる動線を確認することを基本とします。

さらに、1・2階のフロア間に一体性が感じられる空間とするとともに、ロビーは、建物内外からの視認性を確保するため広がりのある空間とし、各種イベントやセレモニーの開催、周辺企業・団体等との連携の場としての利用など、様々な市政の情報提供、情報収集・情報発信

機能が果たせるよう配慮します。

また、食堂やカフェ等の憩いの空間を配置し、臨港プロムナードやみなと公園沿いに賑わいを誘導するなど、本庁舎周辺エリアのまちづくりへの寄与に配慮します。

(イ) 非常時における考え方

ロビーなどの大空間を活用し、一時的な避難者の受け入れや、応急・復旧時の作業スペースとして活用することを基本とします。

また、周辺企業・団体等との連携や、様々な関係団体との協働活動を図るスペースとして活用するとともに、被災状況や復旧状況など、災害発生時における情報提供、情報収集・情報発信機能が果たせるよう配慮します。

イ 3階以上のフロア

(ア) 通常時利用の考え方

3階以上のフロアは、主に執務機能を中心とした配置を基本とします。

フロントオフィスは、来庁者の利便性確保の観点から、窓口利用の多い執務機能を中心に配置することを基本とし、来庁者と打ち合わせが行える会議スペースの確保に配慮します。

バックオフィスは、通常時は市政運営の拠点として、非常時は総合防災拠点として機能させる観点から、政策決定や危機管理などの執務機能を配置することを基本とします。

また、災害安全性を確保するため、機械室をはじめ建物の機能を維持する諸室の配置に配慮します。

(イ) 非常時利用の考え方

フロントオフィス、バックオフィスともに、適切かつ迅速に、非常時に必要となる様々な業務を担えるよう配慮します。

フロントオフィスは、応急・復旧時に、周辺企業・団体等や協力団体との会議スペースを確保できるよう配慮します。

バックオフィスは、通常時から速やかに総合防災拠点へ移行できる空間とすることを基本とします。

ウ 上層階

上層階は建物を象徴する部分であると同時に、機能配置にあたり独立性を確保しやすいうえ、自然採光や柱のない大空間が確保しやすいなど、設計の自由度が高い特性を有することから、議会機能を配置することを基本とします。

なお、議会の独立性に鑑み、行政機能との区分を明確化することを基本とします。

また、傍聴者の利便性確保のため、議会エリアにロビーを設けるとともに、常任委員会室には傍聴席を設置するほか、来庁者のための応接室など、その他の諸室についても十分なスペースを確保することを基本とします。

さらに、傍聴者との動線の分離やセキュリティレベルを設定するなど、議会運営の機能性・防犯性の確保に配慮するとともに、議員控室については、会派構成が変動した際に、柔軟に対応できるよう配慮します。

3 新庁舎の規模の精査

基本計画において設定した新庁舎の規模（5万㎡）について、平成27年度に実施した執務室検討調査の結果や、平成27年4月時点における本庁舎、中央コミュニティセンター及びポートサイドタワーに勤務する千葉市職員数の時点修正などを行い、新庁舎の規模を49,000㎡とします。

<新庁舎の規模>

(単位：㎡)

区 分	摘 要	面 積
執 務 面 積	執務室（机・イス・ロッカー・書棚類のほか室内の打ち合わせスペース等を含む）	15,750
議 会 面 積	議場、委員会室、応接室等	2,600
作 業 面 積	会議室、書庫・倉庫、サーバー室、危機管理センター等	7,900
共 用 面 積	食堂、トイレ、給湯室、市役所前市民センター等	4,700
設 備 面 積	電気室、機械室、自家発電機室、電話交換室、守衛室等	4,250
交 通 部 分	玄関、廊下、階段室等	13,800
合 計		49,000

おわりに

基本設計方針は、今後実施予定の基本設計に向けて、基本計画を補完するために作成したものです。

今後、基本設計の実施に当たっては、基本構想、基本計画及び基本設計方針に基づき業務を進めるとともに、社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行いながら新庁舎整備事業に取り組んでいきます。

千葉市新庁舎整備基本設計方針
平成28年3月

千葉市財政局資産経営部管財課庁舎整備室
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話番号 043-245-5044
FAX 043-245-5577
メールアドレス choshaseibi@city.chiba.lg.jp